

柳泉園組合監査計画

令和3年4月1日
監査委員決定

第1 目的

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、柳泉園組合監査委員条例（平成12年条例第3号）及び柳泉園組合監査基準に基づく監査、審査及び検査を効率的かつ効果的に実施するため、令和3年度の監査計画を下記のとおり定める。

令和3年度 年間監査計画

監査の種類	根拠法令	監査の対象	予定時期
財務監査	地方自治法第199条 第1項及び第4項	令和2年度及び令和3年度に実施する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業	7月、翌年2月
行政監査	地方自治法第199条 第2項	令和2年度に実施した事務の執行	11月
決算審査	地方自治法第233条 第2項	令和2年度の決算及びその他関係書類	10月
例月出納検査	地方自治法第235条 の2第1項	令和2年度及び令和3年度に実施する現金の出納事務	5月、7月、 11月、翌年2月
基金運用審査	地方自治法第241条 第5項	令和2年度に実施した各基金の運用状況に係る書類	決算審査に併せて実施

第2 監査等の基本方針

監査委員は、法の規定により設置された独立の機関として、柳泉園組合の事務事業の執行について監査等を実施し、その結果を公表することにより、民主的かつ効率的な行政執行の確保に質し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与するために監査等を行う。以上を踏まえ、令和3年度の監査については、次の各号に掲げる方針に基づき実施する。

- (1) 財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理が法令等に則って適正に行われているかという合規性の観点はもとより、最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性及び所期の目的を達成しているかという有効性の観点から行う。
- (2) 監査の実効性を確保するため、指摘等に対する改善状況等を把握し、是正

又は改善を求める。

- (3) 監査等に従事する職員の専門能力を高め、監査体制の充実に努める。
- (4) 監査結果の監査等に関する情報について、市民に的確に発信する。

第3 各監査等の内容

令和3年度に実施する監査等については、次の各号に掲げる内容のとおり定める。

(1) 財務監査

令和2年度及び令和3年度における柳泉園組合の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として実施する。

(2) 行政監査

柳泉園組合の令和2年度における事務事業のうち、特定のものを取り上げて、全般的な視点から、その運営が効率的かつ効果的に行われているか、その事業目的を有効に達成しているか法令等に則って適正に行われているかなどについて総合的に監査を実施する。

(3) 決算審査

令和2年度決算を対象として、審査を実施する。決算計数が適正なものになっているかを確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査する。

(4) 例月出納検査

各会計の対象期間の出納を対象として、計数が適正なものになっているかを確認する。

(5) 基金運用審査

令和2年度の各種基金を対象として、計数が適正なものになっているかを確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査する。